

第百六十六回
会

参議院国土交通委員会會議録第二十号

平成十九年六月二十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月七日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

羽田雄一郎君

六月八日

辞任

小池 正勝君

補欠選任

西銘順志郎君

末松 信介君

高嶋 良充君

広田 一君

白浜 一良君

鈴木 政二君

若林 秀樹君

岩本 司君

山本 保君

六月十一日

辞任

鈴木 政二君

西銘順志郎君

藤野 公孝君

魚住裕一郎君

補欠選任

末松 信介君

関口 昌一君

中川 雅治君

鰐淵 洋子君

六月十二日

辞任

末松 信介君

岩本 司君

若林 秀樹君

補欠選任

鈴木 政二君

前田 武志君

加藤 敏幸君

六月十三日

辞任

加藤 敏幸君

補欠選任

黒岩 宇洋君

六月十四日

辞任

黒岩 宇洋君

奥石 東君

藤本 祐司君

山本 保君

補欠選任

加藤 敏幸君

高橋 千秋君

円 より子君

谷合 正明君

六月十五日

辞任

高橋 千秋君

円 より子君

補欠選任

奥石 東君

藤本 祐司君

六月十八日

辞任

藤本 祐司君

谷合 正明君

補欠選任

森 ゆうこ君

山本 保君

六月十九日

辞任

森 ゆうこ君

六月二十日

辞任

山本 保君

補欠選任

谷合 正明君

六月二十七日

辞任

鈴木 政二君

西銘順志郎君

藤野 公孝君

魚住裕一郎君

補欠選任

末松 信介君

関口 昌一君

中川 雅治君

鰐淵 洋子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

中川 雅治君

加藤 敏幸君

大江 康弘君

末松 信介君

脇 雅史君

藤本 祐司君

谷合 正明君

市川 一朗君

岩井 國臣君

太田 豊秋君

関口 昌一君

本案は、こうした認識に基づき、住生活基本法の基本理念にのっとり、住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、基本方針の策定等の施策の基本となる事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を定めなければならないこととしております。

第二に、国及び地方公共団体は、公営住宅、独立行政法人都市再生機構が整備する賃貸住宅等の公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととする。とともに、公的賃貸住宅の管理者は、入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならないこととしております。

第三に、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととする。とともに、民間賃貸住宅を賃貸する事業を行う者は、これに協力するよう努めなければならないこととしております。

第四に、地方公共団体は、基本方針に即して、地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項等を記載するよう努めなければならないこととしております。

第五に、地方公共団体、宅地建物取引業者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体等は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、居住支援協議会を組織することができることとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(大江康弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(大江康弘君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(大江康弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五分散会

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一五〇二号)(第一五〇三三三)(第一五〇四四四)(第一五〇五五五)(第一五〇六六六)

一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第一五三三二二)(第一五三三三三)

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一五三三六六)(第一五三七七七)

一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第一五四〇〇)

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一五四四四)(第一五四五五五)(第一五四六六六)(第一五四七七七)

一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第一五七六六六)(第一五七六九九)

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一六一六二二二)

一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第一六三三三三)

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一六三四四四)(第一六九〇〇〇)(第一六九一一一)(第一七二八八八)

一、名瀬測候所の気象台への格上げと沖永良部測候所の継続に関する請願(第一七四四四四)

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一七四五五五)

第一五〇二二二 平成十九年五月二十五日受理

気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 青森県八戸市窪町一ノ一 田嶋あさ 外千四百四十九名

紹介議員 田名部匡省君

近年、集中豪雨や津波を伴う大地震などが頻発している。取り分け、昨年から今年にかけては、自然災害が連続し、災害から生命や財産を守るためのより精度の高い、きめ細やかな情報の提供を求める声は、切実さを増している。ところが、二〇〇六年に行われた、行政の減量効率化の議論では、気象庁全体を国の機関から切り離して、天気予報や注意報・警報などの気象情報をすべて有料で提供することが検討された。これは、国民の生存権の保障という憲法で規定された国としての責務を投げ捨てようとする重大な行為である。また、二〇〇五年にスマトラ沖で発生した大地震による津波災害を契機に、防災活動は国の第一義的責任において行われるべきものであることが、国際的な共通認識となつていくところから、気象庁は、国民一人当たり年間約四四〇〇円、月三八円に満たない極めて限られた予算で業務を運営している。民間の気象会社が行っている個人向けの気象情報の提供が月額約一〇〇〇円ということからも、効率性の高さを認めることができる。過去の自然災害の教訓から、注意報・警報などの防災情報を高度化していくためには、単に予測精度の向上にとどまらず、自然現象の確実な捕捉と、防災関係機関への確実な情報の伝達、そして利用者に対して、十分、支援・指導ができることが必要である。

り、加えて、地域の産業や生活に役立つ気象情報についても、国の直接的な責任で提供されるべきである。自然現象の観測監視や調査研究、数値予報を始めとする技術開発などの気象庁における基盤となる業務の充実・強化を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、国の直接の責任で、より精度の高いきめ細かな防災情報、暮らしや地域産業に密接にかかわる気象情報が提供できるよう、気象事業全般の基盤の強化を行うこと。

第一五〇三三三 平成十九年五月二十五日受理

気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 沖縄市知花一ノ二五ノ一 安里千広 外七百四十九名

紹介議員 大田 昌秀君

この請願の趣旨は、第一五〇二二二と同じである。

第一五〇四四四 平成十九年五月二十五日受理

気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 北海道帯広市西八条北二ノ六 宮崎憲文 外三千三百四名

紹介議員 中川 義雄君

この請願の趣旨は、第一五〇二二二と同じである。

第一五〇五五五 平成十九年五月二十五日受理

気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 高知県香美市土佐山田町六一三ノ七 西山美香子 外九百十二名

紹介議員 広田 一君

この請願の趣旨は、第一五〇二二二と同じである。

第一五〇六六六 平成十九年五月二十五日受理

気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 横浜市港南区大久保三ノ二〇ノ三 一 小松順一 外二百七十八名

紹介議員 那谷屋正義君

この請願の趣旨は、第一五〇二二二と同じである。

第一五三二号 平成十九年五月二十五日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 愛知県豊橋市馬見塚町二一九間
中啓子 外二百十三名

紹介議員 千葉 景子君

二〇〇六年もまた、全国各地で、相次ぐ大雨、台風、豪雪などによる多くの災害が発生し、貴い命と財産が犠牲になった。日本の国土は、地震や噴火、風水害が発生しやすく、さらに地球温暖化と市街地再開発などの影響で気候変動が大きくなり、冬の豪雪と夏の気温上昇・豪雨が同時に発生しており、過去の気象観測から想定できない災害への対策が急がれる。建設業界においては長期不況による市場の縮小と競争の激化によって、ダンピング受注と下請に対する指し値発注や下請代金・賃金の切下げ・遅延・不払などが横行し、建設業者の経営と労働者の生活が深刻な危機に陥っている。また、アスベスト粉じん問題では建築物解体・改修現場での早急な施策が求められている。(一)公共施設の建設・維持管理と防災・環境保全事業を国民の安全・安心を保障するものにする(二)公共事業を不要不急の大型開発型から住民生活向上に資する事業優先型へ転換すること(三)建設現場で働く労働者に適正な賃金・労働条件を確保し、地域経済を支える建設業者が適切な収入を確保できるようにすることを求める。

ついては、良質な社会資本整備と公正な事業執行を求め、次の事項について実現を図りたい。
一、公共事業を防災・生活・環境保全優先に転換するために

- 1 防災・生活・環境保全関連予算及び公共施設等の維持修繕予算を大幅確保すること。
- 2 環境破壊を防止するため乱開発を規制する法体系を整備すること。
- 3 公共事業長期計画を国会承認事項とし、情報公開及び住民参加による事業決定のシステムを確立すること。

4 公共工事の監督・検査及び公共施設の維持・管理は国と自治体が責任を持って行うこと。公共施設の維持管理は指定管理者制度を活用しないこと。監督・検査を市場化テストの対象としないこと。

5 公共事業発注官公庁及び独立行政法人等の体制を拡充し、最先端の現場を担う事務所・出張所などの出先機関を優先して必要な職員を確保すること。

二、公共事業において、公正な賃金・労働条件と業者の適正な収入・仕事を確保するために
1 最低制限価格を設定するなど公共工事でダンピング受注を防止する有効な仕組みをつくること。

2 専門工事業など下請企業・資材業者に対し適正な単価と賃金及び労働者に対し労働条件が確保される仕組みをつくること。

3 官公需法(官公需)についての中小企業者の受注の確保に関する法律を厳守し、中小建設関連業者の受注機会を確保すること。

4 品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の運用によって中小企業を排除しないこと。

第一五三三号 平成十九年五月二十五日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 福岡市中央区平尾二ノ二一〇
中森博 外百八十一名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第一五三六号 平成十九年五月二十五日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 茨城県つくば市上広岡四六〇ノ一
六一 鈴木邦夫 外千七十三名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一五三七号 平成十九年五月二十五日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 宮崎市跡江一、三八二ノ一 深田
勝廣 外三百九十七名

紹介議員 松下 新平君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一五四〇号 平成十九年五月二十五日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 宮城県柴田郡柴田町四日市場新宮
市一ノ二 大沼正浩 外百八十八名

紹介議員 福島みずほ君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第一五四五号 平成十九年五月二十八日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 佐賀県西松浦郡有田町下内野丙
二、六四五 木寺義文 外三千四百二十八名

紹介議員 岩永 浩美君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一五四六号 平成十九年五月二十八日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 沖縄県中央四ノ六ノ三九 城間盛
朝 外七百四十九名

紹介議員 喜納 昌吉君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一五四七号 平成十九年五月二十八日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 静岡県三島市梅名二六三ノ九 斉
藤宗昭 外三百五十五名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一五七六号 平成十九年五月二十八日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 仙台市青葉区川内三十人町五四
武田浩一郎 外百八十五名

紹介議員 岡崎トミ子君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第一五七九号 平成十九年五月二十八日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 福岡県筑後市大字北長田六七八
近藤美奈子 外四百九十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第一六二二号 平成十九年五月二十九日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 大阪府枚方市中宮北町七ノ三 大
倉美千世 外八百九十九名

紹介議員 前田 武志君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一六二二号 平成十九年五月二十九日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 長崎県五島市福江町一、一一三ノ
一 脇田純一 外四千名

紹介議員 洲上 貞雄君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一六三三号 平成十九年五月二十九日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 岐阜県恵那市明智町一、一四九ノ
一八 安藤力 外千三百十六名

紹介議員 山下八洲夫君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第一六三四号 平成十九年五月二十九日受理
気象事業の整備拡充に関する請願
請願者 愛知県豊橋市白河町九七 三浦紀子 外四百六十一名
紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一六九〇号 平成十九年五月三十日受理
気象事業の整備拡充に関する請願
請願者 静岡市葵区東瀬名町九ノ一九 三輪矩正 外二百四十六名
紹介議員 藤本 祐司君
この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一六九一号 平成十九年五月三十日受理
気象事業の整備拡充に関する請願
請願者 北海道網走市字明治二九ノ八 村椿敏章 外千九百九十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一七二八号 平成十九年五月三十一日受理
気象事業の整備拡充に関する請願
請願者 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 一、三六二ノ一 松本匡史 外九百八十五名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一七四四号 平成十九年五月三十一日受理
名瀬測候所の気象台への格上げと沖永良部測候所の継続に関する請願
請願者 鹿児島県奄美市名瀬久里町一二ノ七 芳岡宏仁 外二百四十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一七四五号 平成十九年五月三十一日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 長野県安曇野市穂高有明九、八一 三 赤羽誠 外二百七十六名
紹介議員 羽田雄一郎君
この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

六月十五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第一八二五号)(第一八四八号)
一、公営住宅に関する請願(第一八一五号)
一、気象事業の整備拡充に関する請願(第一八二五号)
一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第一八二五号)(第一八四八号)

一、公営住宅に関する請願(第一八四九号)(第一八五〇号)(第一八五一号)(第一八五二号)(第一八五三号)(第一八五四号)(第一八五五号)(第一八五六号)(第一八五七号)
一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第一八六九号)
一、公営住宅に関する請願(第一八九五号)
一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第一八九三三号)
一、気象事業の整備拡充に関する請願(第二〇四号)

一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第二〇一七号)
一、気象事業の整備拡充に関する請願(第二〇四〇号)
一、公営住宅などでの生存権の保障に関する請願(第二〇七八号)(第二〇七九号)
一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第二二二三号)
一、気象事業の整備拡充に関する請願(第二二一四号)

第一八一三三号 平成十九年六月一日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願
請願者 大阪府豊能郡能勢町山辺四六三ノ一〇 川西晋一 外九百九十九名
紹介議員 前田 武志君
この請願の趣旨は、第一五三三三号と同じである。

第一八一四号 平成十九年六月一日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願
請願者 富山県小矢部市泉町六ノ八 舟本外喜夫 外九百九十九名
紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第一五三三三号と同じである。

第一八一五号 平成十九年六月一日受理
公営住宅に関する請願
請願者 東京都世田谷区桜上水五ノ三ノ三ノ一二 鹿島政男 外四千九百二十名
紹介議員 洲上 貞雄君
国土交通省は平成一六年、公営住宅の入居収入基準を二一%引き下げ、家賃制度を抜本的に改定する政令改正のため、意見公募を実施した。その根拠は、民間住宅の賃金水準や世帯所得の変化と、最近の公営住宅の応募倍率の上昇を理由としている。公営住宅制度が創設された当初は、八割の国民が入居できたが、次第に引き下げられ、平成八年の改定では、国民の四分の一までしか入居できなくなった。また、公営住宅法第三条では国と地方公共団体に、公営住宅の供給が義務付けられているが、都市部の地方公共団体の多くが、新たな公営住宅の建設を放棄しており、これが公営住宅入居の門戸を狭め、応募倍率上昇の要因となっている。今回の政令改正では、入居の収入基準が月収二〇万円から一五万八千円と二割以上も低くしており、公営住宅への入居がますます困難となる。多くの国民は、派遣・パートなどで低賃

金に苦しめられ、税金や国民健康保険、介護保険、医療などの負担増で、生活が圧迫されており、これが公営住宅の応募率を高くしている原因と言える。国民の要求や期待にこたえ、公営住宅の供給を拡大し、入居収入基準を引き下げないよう求める。今回の家賃制度の改定は、抜本的で、大幅な負担増を入居者に押し付けるもので、低所得者や高齢者をねらい撃ちしている。国土交通省は、公営住宅の家賃が民間に比べ、著しく低く、不公正だと言っているが、家賃が必ずしも安いと言えない。家賃を市場や民間と比較するのはなく、世帯所得の実態との関係を重視すべきである。公営住宅入居者は、高齢世帯が多く、税制改革と、介護・医療改革等による負担増に苦しめられており、さらに家賃の大幅引上げは、生活破壊につながる。公営住宅家賃に関する政令改定を撤回し家賃値上げをしないよう求める。
ついで、次の事項について実現を図られた。
一、公営住宅に入居するときの収入基準の上限を引き下げないこと。
二、公営住宅家賃の大幅引上げにつながる政令改正を撤回し、公営住宅の家賃を値上げしないこと。

第一八一六号 平成十九年六月一日受理
気象事業の整備拡充に関する請願
請願者 大分市金池南一ノ一一ノ二五 溝口至 外二千四百二名
紹介議員 後藤 博子君
この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第一八二五号 平成十九年六月一日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願
請願者 新潟市秋葉区満願寺三、四二二 長谷川実 外九百九十九名
紹介議員 森 ゆうこ君
この請願の趣旨は、第一五三三三号と同じである。

第一八四八号 平成十九年六月四日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 群馬県藤岡市藤岡一、六八〇ノ六
伊澤豊 外六百四十八名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第一八四九号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 大阪府吹田市古江台五ノ五ノBノ
二八ノ二〇四 馬場義明 外二千
四百九十九名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八五〇号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 大阪府吹田市古江台五ノ五ノBノ
二七ノ一〇九 西川康子 外二千
四百九十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八五一号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 東京都町田市木曾町三六一ノAノ
二ノ五〇三 福田みさえ 外二千
四百九十九名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八五二号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 札幌市東区北四十二条東一七ノ三
ノ一ノ二五 舟見光雄 外二千四
百九十九名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八五三号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 横浜市西区藤棚町二ノ一九七 平
本弘子 外二千四百九十九名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八五四号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 大阪府高槻市芝生町二ノ四五ノ二
四ノ四〇一 福山秀雄 外二千四
百九十九名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八五五号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 東京都目黒区大橋二ノ一三ノ二ノ
一〇九 清水清子 外二千四百九
十九名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八五六号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 名古屋市中川区富田町戸田宮田三
〇ノ三二ノ四〇七 金原都愛 外
二千四百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八五七号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 兵庫県西宮市仁川町二ノ一ノ二一
ノ三一〇 立石伸治 外二千四百
九十九名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八六九号 平成十九年六月四日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 宮城県石巻市元倉一ノ四ノ一九
伊藤益夫 外九百九十九名
紹介議員 櫻井 充君
この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第一八九五号 平成十九年六月四日受理
公営住宅に関する請願

請願者 大阪府摂津市正雀本町一ノ三ノ五
ノ七〇三 高野進 外三千五百四
十四名
紹介議員 山下八洲夫君
この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第一八九三号 平成十九年六月六日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 札幌市白石区本通一四丁目南七ノ
一四 古関恒二 外六百九十名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二〇〇四号 平成十九年六月六日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 長崎県五島市奈留町浦一五五ノ七
松本学 外三千九百九十九名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第二〇一七号 平成十九年六月六日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 東京都江戸川区南葛西五ノ八ノ三
中島均 外九百六十一名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二〇四〇号 平成十九年六月七日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 長野県松本市梓川上野二、〇八三
輪湖穂 外二百二十四名
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第二〇七八号 平成十九年六月七日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願

請願者 名古屋市中区三条一ノ六ノ二ノ
一、一〇六 加納光枝 外二千六
百二十三名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第二〇七九号 平成十九年六月七日受理
公営住宅などでの生存権の保障に関する請願

請願者 秋田県能代市住吉町一三ノ九 米
森幸枝 外二千六百二十三名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第四三七号と同じである。

第二一一三号 平成十九年六月八日受理
国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 福岡県中間市池田一ノ三ノ六 中
村忠徳 外二百四十九名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二二一四号 平成十九年六月八日受理
気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 福岡市博多区新和町一ノ一〇ノ一
五ノ五〇二 植村和幸 外二千八
百九十一名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

六月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第二二四七号)

一、公営住宅に関する請願(第二二四八号)

一、名瀬測候所の気象台への格上げと沖永良部

測候所の継続に関する請願(第二二七五号)

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第二二〇一号)

一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願(第二二〇七号)(第二二〇九号)

一、タクシー運転免許の法制化に関する請願(第二二二〇号)

一、公営住宅に関する請願(第二二三四号)

第二二四七号 平成十九年六月十一日受理

気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 東京都新宿区北新宿二ノ六ノ二九

今村一人 外一万五千九百六十

名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第二二四八号 平成十九年六月十一日受理

公営住宅に関する請願

請願者 東京都清瀬市中里六ノ九五ノ三ノ

四〇三 天野信二 外百二十八名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

第二二七五号 平成十九年六月十二日受理

名瀬測候所の気象台への格上げと沖永良部測候所の

継続に関する請願

請願者 鹿児島県奄美市名瀬幸町一ノ二ノ二

二 泉哲二 外七百六十八名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第二二〇一号 平成十九年六月十二日受理

気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋

三、一六五ノ六 金丸喜輝 外三

百八十六名

紹介議員 小斉平敏文君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第二二〇七号 平成十九年六月十二日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に關

する請願

第二二〇九号 平成十九年六月十二日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に關

する請願

請願者 東京都千代田区霞が関二ノ一ノ二

ノ一六F 杉山忠通 外四百三十

八名

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二二〇九号 平成十九年六月十二日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に關

する請願

請願者 福岡市東区香椎駅前三ノ二四ノ三

二七 天野セツ子 外九百九十九

名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二二二〇号 平成十九年六月十三日受理

タクシー運転免許の法制化に関する請願

請願者 長崎市葉山二ノ五二ノ九 林田盛

樹 外二千四百八十六名

紹介議員 小林美恵子君

二〇〇二年よりタクシーの台数規制を廃止する

新道路運送法が施行されて以降、大量の増車やコ

ストを無視した運賃値下げ競争の発生など輸送秩

序が揺らいでいる。その中で、タクシー運転者は

大幅な賃金の低下、労働時間の延長など、過酷な

状況にさらされている。タクシー運転者の年間賃

金は他産業労働者に比べ著しく低く、逆に年間労

働時間は長いという劣悪な労働実態に置かれてい

る。このことは交通事故の増加などタクシーの安

心・安全な輸送を脅かす根本要因となっており、

規制緩和の下で更に悪化することが懸念される。

タクシーの安心・安全を確保するためには、良質

な運転者の育成と資質のチェックを図る国家資格

制度の導入が必要である。障害者・高齢者らの乗

降を介助する技術等も義務付けるタクシー運転免

許の法制化を図ることにより、だれもが安心して

利用できるタクシーとなり、運転者の社会的地位

の向上も図ることが出来る。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、タクシー・ハイヤードライバーの国家資格が

必要であることを規定する法律をつくることに

よりタクシー・ハイヤードライバーの資質を向

上させ、公共輸送の充実と発達、旅客の安全と

利便を図ること。

第二二三三号 平成十九年六月十三日受理

公営住宅に関する請願

請願者 東京都小平市小川西町二ノ七ノ二

〇九 斉藤正徳 外千二百名

紹介議員 後藤 博子君

この請願の趣旨は、第一八一五号と同じである。

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、気象事業の整備拡充に関する請願(第二二

九五号)

一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事

業に関する請願(第二二九六号)(第二二九七

号)(第二二九八号)(第二二九九号)(第二三〇

〇号)(第二三〇一号)(第二三〇二号)(第二三

〇三号)(第二三〇四号)(第二三〇五号)

一、名瀬測候所の気象台への格上げと沖永良部

測候所の継続に関する請願(第二三〇九号)

一、タクシー規制緩和の失敗を直視し、新たな

ルールを確立することに関する請願(第二三

一〇号)

一、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事

業に関する請願(第二三五六号)(第二三七五

号)(第二三七六号)

第二二九五号 平成十九年六月十四日受理

気象事業の整備拡充に関する請願

請願者 徳島市昭和町七ノ七ノ二 小山英

信 外四千四百四十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五〇二号と同じである。

第二二九六号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に關

する請願

請願者 愛知県岡崎市藤川荒古二ノ三ノ五

日置正男 外六千四百八十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二二九七号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に關

する請願

請願者 京都府相楽郡精華町光台八ノ二二

原田俊樹 外六千四百八十三名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二二九八号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に關

する請願

請願者 東京都杉並区成田東四ノ二二ノ六

藤田優介 外六千四百八十三名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二二九九号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に關

する請願

請願者 札幌市手稲区前田六条五ノ二ノ一

二 須貝敏朗 外六千四百八十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二三〇〇号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 東京都練馬区豊玉中三ノ五ノ一

金子悦子 外六千九百八十三名

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二三〇一号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎西町一ノ七ノ一

一 石鍋一文 外六千四百八十三名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二三〇二号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 北海道釧路市阿寒町富士見二ノ一

ノ一六 赤堀正道 外六千四百八十三名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二三〇三号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 北九州市小倉北区井堀三ノ二ノ一

六 田中桂子 外六千四百八十三名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二三〇四号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 新潟県上越市東本町三ノ四ノ五〇

近藤進 外六千四百八十三名

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二三〇五号 平成十九年六月十四日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 神戸市西区美賀多台一ノ三ノ二、

三〇三 三中昭延 外九十九名

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二三〇九号 平成十九年六月十四日受理

名瀬測候所の気象台への格上げと沖永良部測候所の継続に関する請願

請願者 鹿児島市西伊敷七ノ二ノ七ノ二

四 千田博文 外千二百四十九名

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第二三一一〇号 平成十九年六月十四日受理

タクシー規制緩和の失敗を直視し、新たなルールを確立することに関する請願

請願者 茨城県日立市台原町二ノ一〇ノ四

野崎剛也 外四百二十三名

この請願の趣旨は、第四五七号と同じである。

第二三五六号 平成十九年六月十五日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久二ノ三九ノ八

水戸部正平 外二百四十九名

紹介議員 ツルネンマルティ君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二三七五号 平成十九年六月十五日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 和歌山県橋本市隅田町山内二六一

ノ二 田中英行 外八百八十九名

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第二三七六号 平成十九年六月十五日受理

国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業に関する請願

請願者 和歌山県岩出市紀泉台五九 花岡

秀起 外千四百十六名

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

紹介議員 伊藤 基隆君

六月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(衆)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

第一条 この法律は、住生活基本法(平成十八年法律第六十一号)の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、基本方針の策定その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、もって国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公的賃貸住宅」とは、次の各号のいずれかに該当する賃貸住宅をいう。

一 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅

二 独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅

三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第六条に規定する特定優良賃貸住宅(同法第十三条第一項に規定する認定管理期間が経過したものを除く。)

四 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅

五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体が住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図ることを目的としてその整備に要する費用の一部を負担して整備の推進を図る賃貸住宅(当該負担を行うに当たり付した条件に基づきその入居者を公募することとされているものに限り。)

2 この法律において「民間賃貸住宅」とは、公的賃貸住宅以外の賃貸住宅をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め

るものとする。

一 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方向

二 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する基本的事項

三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する基本的事項

四 その他住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する重要事項

3 基本方針は、住生活基本法第十五条第一項に規定する全国計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（公的賃貸住宅の供給の促進）

第五条 国及び地方公共団体は、所得の状況、心身の状況、世帯構成その他の住宅確保要配慮者の住宅の確保について配慮を必要とする事情を勘案し、既存の公的賃貸住宅の有効活用を図りつつ、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 公的賃貸住宅の管理者は、公的賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならない。

（民間賃貸住宅への円滑な入居の促進）

第六条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅を円滑に賃借することができるようにするため、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人に対する支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 民間賃貸住宅を賃貸する事業を行う者は、国

平成十九年七月三日印刷

及び地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための施策に協力するよう努めなければならない。

（情報の提供等）

第七条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に関しその事情に応じた適切な情報を効果的かつ効率的に入手することができるようにするため、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策等との連携）

第八条 国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を推進するに当たっては、住宅確保要配慮者の自立の支援に関する施策、住宅確保要配慮者の福祉に関する施策その他の住宅確保要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策並びに良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。

（地域住宅計画への記載）

第九条 地方公共団体は、基本方針に即して、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号。以下「地域住宅特別措置法」という。）第六条第一項に規定する地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し必要な事項を記載するよう努めなければならない。

（居住支援協議会等）

第十条 地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、住宅確保要配慮者に対し居住に係る支援を行う団体その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置

平成十九年七月四日発行

について協議するため、居住支援協議会を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、居住支援協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、居住支援協議会の運営に関し必要な事項は、居住支援協議会が定める。

第十一条 前条第一項の規定により居住支援協議会が組織された地方公共団体の区域について地域住宅特別措置法第五条第一項の規定により地域住宅協議会が組織されている場合には、居住支援協議会及び地域住宅協議会は、住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、相互に連携を図るよう努めなければならない。

（地方公共団体への支援）

第十二条 国は、地方公共団体が講ずる住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A